

諮問庁：独立行政法人国立病院機構

諮問日：令和元年6月4日（令和元年（独個）諮問第12号）

答申日：令和元年9月19日（令和元年度（独個）答申第29号）

事件名：本人の母の診療録の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「独立行政法人国立病院機構特定病院に特定日Aから入院し、特定日Bに退院した特定個人Aの診療記録、看護記録、リハビリ記録、検査結果等のすべての記録（看護記録には、トイレの記録、食事の食べ方の記録を含む。特定A病棟と特定B病棟分を分けてください）退院時の説明内容も」（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「保有個人情報1」という。）を特定し、開示した決定及び別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「保有個人情報2」といい、保有個人情報1と併せて「本件対象保有個人情報」という。）を追加して特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成31年2月21日付け国立病院機構発総第0221001号により独立行政法人国立病院機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、診療録の全部開示となっているが、内容は概要であり、全部開示となっていない。改めて全部開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 看護の記録が特に知りたいところで、診療記録、看護記録その他すべての開示を求めたものである。

イ 看護は、24時間、3交代で行われており、そのすべての看護記録がないので、すべての看護記録を求めるものです。

ウ 特に、特定日Cからの特定B病棟においては、食事摂取についての看護記録が見当たらず、この点も含めてすべての看護記録の開示を

- 求めるもの。（特定日Dの看護記録も欠けて開示がありません）
- エ 体重測定記録、排せつ状態（記載の看護記録が全くない）など、すべての記録を開示されたい。
- オ 診療の内容、その診療に使った薬剤、その量、その使用した日時、その自的などすべて開示されたい。
- カ 審査請求人が、病棟に伺った日時を記載していた。その記録を開示されたい。相談室に相談した（特定日E？）内容とその日時等明らかにされたい。
- キ 退院前に特定医師の説明があったかと思うが、その日時、内容を改めて文書で教えてください。医師への紹介状いつもらいました。文書で教えてください。

（2）意見書

- ア 特定病院においては、当初から情報公開を拒んでいるようである。それなら、当初希望したとおり、電子情報の閲覧およびその写しを交付されたい。隠し立てすることなく、みせられれば、わかることである。

特定病院の特定個人Bは、当初から、機構本部に送った情報公開請求の書類を「来ていない。特定病院の内規による申請書を出せ」とかおかしい言動をされる方である。法律に規定があるから、電子情報を見せなくていいとのことで、その理由書の交付もないまま、写しを持って帰るか、ここで写しを見て持って帰らないかどちらかにしろとのことで、さらに、書類がないとのこと。それなら、改めて、電子情報をすべて見せてください。電子カルテ、看護記録、診療記録をすべて見せてもらえば、事の真偽がはっきりするのではないですか。

イ 情報開示をしていない根拠

審査請求人は、当初、（略）を疑い、特定医師に、健康診断の実施をお願いし、拒否。（略）の検査をお願いし、拒否。その日の特定医師、看護の記録がない。なぜですか。

長期療養病棟に特定日Cに移ったのに、特定日Fに退院希望を看護師長に話しました。看護師長が話した内容と看護師長の記録がないのはなぜですか。そのやり取りの記録がないのは、なぜですか（看護師の記録はありますが、詳しく話した看護師長とのやり取りがないです。看護師長の記録を下さい。）

（略）すべての情報の公開をお願いいたします。

ウ 退院前の特定医師、看護師長による説明は

いつ行われましたか。お二人一緒でしたね。それでいいですか。何月何日の何時ころ。どういうお話をされましたか。お二人が話さ

れた内容を聞いているのに回答されていられません。いただいた特定医院あての封筒は、そのときいただいたものでいいでしょうか。当日お話しされた、話の内容と合わせて、確認のため文書でお答え願います。その時渡された封筒に入っていた書類を出してくださいと言っているではありません。

エ 看護記録の枚数

特定日Aから特定日C（特定A病棟で特定日Gまで，24日間）

09：00～17：00 勤務された看護師さんの名前を教えてください。

17：00～01：00 勤務された看護師さんの名前を教えてください。

01：00～09：00 勤務された看護師さんの名前を教えてください。

$3 \times 24 = 72$ 件

特定日Cから特定日B（特定B号病棟で，19日間）

09：00～17：00 勤務された看護師さんの名前を教えてください。

17：00～01：00 勤務された看護師さんの名前を教えてください。

01：00～09：00 勤務された看護師さんの名前を教えてください。

$3 \times 19 = 57$ 件

72 件 + 57 件 = 129 件

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件請求保有個人情報について

本件審査請求に係る請求保有個人情報は、「特定個人Aに係る診療記録，看護記録，リハビリ記録，検査結果等のすべての記録」である。

2 本件開示請求に対する原処分について

本件開示請求を受け，機構は，当該「診療録」を特定し，その全文を開示とする開示決定（原処分）を行った。

3 審査請求人の主張について

これに対し，審査請求人は，原処分は「診療録の全部開示となっているが，内容は概要であり，全部開示となっていない。」などとし，原処分の取消しを求めている。

4 諮問庁の主張について

(1) 新たに特定された文書について

原処分は，当機構病院において当該患者が入院していた特定日Aから特定日Bまでの診療記録，看護記録，リハビリ実施記録，検査結果報告

書等の記録を開示したものであるが、本件審査請求を受けて改めて病院に確認を求めたところ、請求の趣旨及び理由のうち、「オ 診療の内容、その診療に使った薬剤、その量、その使用した日時、その目的などすべて開示されたい。」とする点について、別紙の2（1）及び（2）に掲げる文書が、「キ 退院前に特定医師の説明があったかと思うが、その日時、内容を改めて文書で教えてください。医師への紹介状いつもらいました。文書で教えてください。」とする点について、別紙文書の2（3）に掲げる文書が、それぞれ特定漏れとなっていたことが判明した。

なお、下記（2）のとおり、その他の文書については既に開示をしているか、存在しない。

（2）審査請求の趣旨及び理由についての検討

本件審査請求の趣旨及び理由において、下記のとおり箇条書きが付されているが、それぞれ下記のとおり対応したものである。

ア 上記第2の2（1）アについて

上記（1）のとおり、看護記録も含めて開示している。

イ 上記第2の2（1）イについて

看護記録については原処分で全て開示している。看護記録は看護の実践を記録するものであり、記載すべきことがない場合は記録しない。

ウ 上記第2の2（1）ウについて

特定日Hの看護記録に食事の件として記載している等、保有している情報は既に開示している。特定日Dの看護記録については、前述のとおり記載すべきことがなかったため記録がなかったものである。

エ 上記第2の2（1）エについて

体重については、特定日Iの看護記録及び特定日Jの看護記録に記載されている。（略）の状態については、特定日Aの看護記録などに（略）の記載があるほか、（略）について特定日Kや特定日Lの看護記録に記載がある。

オ 上記第2の2（1）オについて

上記4（1）のとおり、新たに特定された文書について開示を検討する。

カ 上記第2の2（1）カについて

特定日Mの看護記録に記載がある。

キ 上記第2の2（1）キについて

前段については、退院記事を開示している。後段については、上記（1）のとおり、新たに特定された文書について開示を検討する。

5 結論

以上のことから、請求の趣旨及び理由のうち、オ及びキの後段について

は、別紙の2（1）ないし（3）に掲げる文書を新たに特定し、当該文書の開示を検討することとするが、その余の部分については、原処分を維持することが妥当であるとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年6月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月8日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年9月2日 審議
- ⑤ 同月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

- (1) 本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、特定個人Aの診療録計83枚（保有個人情報1）を特定し、これを全部開示する原処分を行った。
- (2) 審査請求人は、保有個人情報1の外にも本件開示請求の対象となる保有個人情報が存在する旨を主張し、当該保有個人情報の開示を求めている。
- (3) これに対し、諮問庁は、本件審査請求を受けて改めて確認したところ、別紙の2（1）ないし（3）の各文書（計20枚）に記録された保有個人情報（保有個人情報2）が特定漏れとなっていたことが判明したので、これを追加して特定することとするが、その余は原処分を維持することが妥当であるとして当審査会に諮問した。

なお、諮問庁は、理由説明書（上記第3）において、保有個人情報2について開示を検討する旨説明しているが、実際は、当審査会において本件諮問を受理したのと同じ日、令和元年6月4日付け国立病院機構発総第0604003号により、保有個人情報2を全部開示する決定（以下「追加決定」という。）を行った。

- (4) 審査請求人は、追加決定後の令和元年7月8日付けで意見書（上記第2の2（2））を当審査会に提出し、なお本件対象保有個人情報の外の保有個人情報の開示を求めている。
- (5) 以上の経過を踏まえ、本件対象保有個人情報（原処分及び追加決定にて特定した保有個人情報）の特定の妥当性について、以下、検討することとする。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 本件対象保有個人情報が記録された文書は、具体的には、特定病院において保有されている、審査請求人の亡母である特定個人Aの診療記録、看護記録、リハビリ記録及び検査結果等の諸記録であると認められる。

(2) 審査請求人は、審査請求書及び意見書において、①看護記録、②診療の内容、③処方した薬剤及びその投与量等、④審査請求人が病棟に伺った記録等、⑤退院前の特定医師の説明、⑥他院向け紹介状等について開示を求めているところ、諮問庁は、上記③及び⑥については保有個人情報2が該当し、その余については、看護記録は看護の実践を記録するものであり、記載すべきことがない場合は記録しない等とした上で、原処分が開示した文書中の記載が全てであり、これらの外には、特定個人Aの診療、看護等に関する情報が記録された文書は保有していないと説明する。

(3) 上記諮問庁の説明を覆すに足る特段の事情は認められず、そうすると、本件対象保有個人情報の外に、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、保有個人情報1を特定し、開示した決定及び保有個人情報2を追加して特定し、開示した決定については、機構において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

- 1 原処分で特定した保有個人情報が記録された文書
「診療録」（A 4 版文書 8 3 枚）

- 2 追加決定で特定した保有個人情報が記録された文書
 - (1) 処方箋（特定 A 病棟入院時の分） 8 枚
 - (2) 処方箋（特定 B 病棟入院時の分） 1 1 枚
 - (3) 診療情報提供書 1 枚